

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

中期目標

～ 目 次 ～

中期目標の基本的な考え方	1
一 中期目標の期間	1
二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する事項	2
（一） 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための 事業化支援の推進	2
ア 製品化支援	2
イ 産学公連携等の推進	2
ウ 助成、融資及び表彰等に関する評価支援	3
エ 知的財産権の取得及び活用の促進	3
（二） 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進	3
ア 依頼試験	3
イ 技術相談	4
ウ 業界団体等への技術協力	4
（三） 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の 計画的な実施	4
ア 基盤研究	4
イ 共同研究	4
ウ 外部資金導入研究・調査	4
エ 研究評価制度	5
（四） 研究成果の普及と技術移転の推進	5
ア 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催	5
イ 職員の派遣	5
ウ 各種広報媒体を活用した情報提供	5
エ 展示会等への参加	5
（五） 情報セキュリティ（安全）管理と情報公開	5
三 業務運営の改善及び効率化に関する事項	6
（一） 組織体制及び運営	6
ア 機動性の高い組織体制の構築	6
イ 職員の能力開発	6
ウ 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度 の導入	6

エ	企画調整機能の強化	6
オ	業務改善に係る利用企業調査結果の反映	6
(二)	業務運営の効率化と経費節減	6
ア	業務の適切な見直し	6
イ	情報化の推進	6
ウ	業務運営全体での効率化	6
四	財務内容の改善に関する事項	7
(一)	資産の適正な管理運用	7
(二)	剰余金の適切な活用	7
五	その他業務運営に関する重要事項	8
(一)	施設及び設備の整備と活用	8
(二)	安全管理	8
(三)	社会的責任	8
ア	環境への配慮	8
イ	法人倫理	8

中期目標の基本的な考え方

近年の急速な技術革新と経済の国際化という産業環境の変化の中において、企業が今後も継続的に発展・成長していくためには、製品やサービスの高付加価値化による差別化がますます重要な課題となっている。

しかしながら、中小企業においては人材確保や資金調達などの課題が多く、自らの力のみで最新の技術や機器を導入し、競争力強化を図っていくことは困難である。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）は、このような状況にある中小企業を支援するため、中小企業ニーズや最新の技術動向等の把握を行い、必要とされる人材の採用と育成や、試験研究施設及び設備の整備に努めて技術力の強化を図るとともに、これらの資源を活用した研究や技術支援策を効率的かつ効果的に立案、実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与することが必要である。

産技研がこれらのことを迅速かつ確実に実施していくために、東京都は中期目標を策定し、産技研に対しこれを指示する。

産技研は、この中期目標の達成に向けた具体的取組を示す中期計画及び年度計画を自ら作成するとともに、その実績を検証し、不断の自己改善を行わなければならない。

一 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間とする。

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(一) 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

東京の産業の活力向上のためには、創業の活発化や企業の新規事業分野への進出拡大が重要である。

しかしながら、創業期の企業や新規事業分野へ進出した中小企業が、資金調達から製品・技術開発、販路開拓までを自らの力のみで対応していくことには困難な面がある。

こうした企業に対し、産技研は、自ら実施する技術支援施策に加え、財団法人東京都中小企業振興公社や他の試験研究機関、大学や企業との連携により、事業化支援のための機能の向上を図り、産技研の利用を促進して、企業の事業化を支援する。

ア 製品化支援

機器及び支援体制の整備によって産技研の機能強化を図り、中小企業等における新製品開発、新規事業分野への進出のための製品化支援を質的・量的に充実強化する。

具体的には、個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方に至る総合的なシステムデザイン支援を、他の機関との連携も活用して実施するとともに、中小企業等の研究開発のためのラボスペース（貸研究室）の提供を新たに実施する。

また、中小企業のニーズの高い、先行技術や基盤技術における最新の機器を計画的に整備し、直接利用に供することにより、新製品や新技術の開発支援を強化する。

イ 産学公連携等の推進

大学との交流や、学術団体・業界団体の活動への積極的な参画等を通じて大学や企業等との連携強化に努めるとともに、研究開発事業や人事交流などの産学公連携を推進する。

中小企業の技術ニーズと大学等の技術シーズ（種）の融合による技術開発・製品開発等の促進のため、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、職員に加えて都が委嘱した専門のコーディネーター等も活用する。

特に首都大学東京及び産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流を含め、産学公連携の強化に努める。

また、業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流の促進により、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。

ウ 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業等の技術力を評価する必要がある場合には、その審査や評価に積極的に協力していく。

なお、公正かつ効率的な審査実施のため、研究開発や技術情報の収集と、研修等による職員の審査能力向上に努める。

エ 知的財産権の取得及び活用の促進

研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなど、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。

なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関しては、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。

(二) 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

計画的に整備、更新した試験研究機器や、これまでの研究成果及び職員の専門知識等を活用した各種試験や技術相談により、製品の品質・性能証明や事故原因究明、国内外の規制への対応等、中小企業等の技術的課題の解決のための技術協力を推進する。

また、利用企業の利便性向上のための施策を積極的に実施する。

ア 依頼試験

計画的な機器の更新等により試験の信頼性や精度を向上させるとともに、機器の校正管理等を行い、品質保証体制を整備するなど、技術面及び体制面での質の向上を図る。

これにより、国際的に通用する証明書の発行が可能となる計量法校正事業者登録制度（JCSS）への登録を行うとともに、輸出入等海外取引に関する国内外の規制等への対応を行うなど、中小企業の取引を支援する。

また、中小企業ニーズに基づいた依頼試験機器の導入により、新たな技術課題へも対応できる試験体制の整備を図り、製品等の品質や性能の評価や、事故品の原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決のための支援を強化する。

さらに、手続の簡素化や多様な手数料納入方法の実施など、利用企業の利便性向上を目的としたサービス向上策を積極的に実施し、利用拡大を図る。

イ 技術相談

中小企業等からの相談に対し、職員の専門的な知識を活用した相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図るとともに、利用拡大を図る。

また、必要に応じて、企業の生産現場での相談や外部専門家を活用した相談も実施し、利用者の要望に応える。

ウ 業界団体等への技術協力

業界団体等との業種別交流会や中小企業の技術者等からなる技術研究会を通じて、産業界の技術ニーズの収集を行うとともに、研究成果や新技術等の情報提供を実施する。

また、把握した業界団体や中小企業の技術ニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備し、技術的課題への対応を強化する。

(三) 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

東京の産業の基盤となる技術の発展継承に加え、今後の成長が見込まれる技術の育成及び強化を目的とした計画的な研究開発を実施する。ここで得た成果は、産技研の技術力向上と都内中小企業等の技術力・競争力強化のために活用する。

なお、企業等の緊急の要請については、年度途中であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応していく。

ア 基盤研究

中小企業等の技術ニーズに迅速かつ確実に応えていくため、事業の質の向上や今後発展が予想される技術分野の強化、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。

研究テーマは、中小企業の技術ニーズや今後の技術動向、職員の育成計画等を踏まえて設定する。

イ 共同研究

企業、業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合した共同研究を実施し、効率的かつ効果的な成果の実現を図る。

ウ 外部資金導入研究・調査

資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに直接応えて、外部資金を導入した研究・調査等を実施し、課題解決を図る。

研究テーマを公募する、いわゆる提案公募型研究については、資金の提供先を公募している団体を可能な限り探査し、積極的に応募して資金の獲得に努める。

エ 研究評価制度

産技研内部委員による評価及び学識経験者、産業界有識者等の外部委員による評価により、研究テーマの採択や継続の可否等を評価する。

この評価結果はその後の研究テーマの設定や研究の推進、事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施を図る。

(四) 研究成果の普及と技術移転の推進

技術セミナーや講習会の開催、各種広報媒体を活用した情報提供及び展示会等のイベントへの積極的な参加等を通じて産技研の技術的知見の普及に努め、技術移転を推進する。

これにより、中小企業の技術力や製品の競争力の向上を支援する。

ア 技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催

研究開発成果の技術移転や新技術等の情報提供を目的として、技術セミナーや講習会を開催する。

なお、喫緊の技術ニーズへの対応や個別企業ニーズへの対応を可能とする仕組みを新たに構築する。

また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、技術普及活動を実施する。

イ 職員の派遣

高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。

ウ 各種広報媒体を活用した情報提供

各種刊行物やインターネット等の広報媒体を活用し、研究開発成果や最新の技術情報、産技研の事業内容等の情報を提供し、中小企業等の製品開発や生産活動を支援する。

エ 展示会等への参加

都や区市町村等が実施する展示会等へ積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及及び産技研の利用拡大等を図る。

(五) 情報セキュリティ（安全）管理と情報公開

個人情報や企業の製品開発情報等の職務上知り得た秘密については確実な漏えい防止対策を図り、適正に取り扱う。

また、事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、説明責任を全うするため、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(一) 組織体制及び運営

ア 機動性の高い組織体制の構築

多様な技術ニーズや、喫緊の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、効果的な技術支援を行う。

イ 職員の能力開発

依頼試験や技術相談など、中小企業支援の実施に必要な技術力及び知識を向上させるため、研究や研修を通じた能力開発を実施する。

ウ 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入

客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築するとともに、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入する。

これにより、業績評価結果を任用、給与又は人員配置に適切に反映し、職員の意欲と能力の向上を図る。

エ 企画調整機能の強化

自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、企画調整機能を強化し、客観的な事業評価に基づく事業、予算、人員計画の立案又は経営資源の配分を行う。

オ 業務改善に係る利用企業調査結果の反映

産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを行う。

(二) 業務運営の効率化と経費節減

ア 業務の適切な見直し

業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容と運営方法の見直しを随時実施する。

なお、見直しに当たっては、業務内容を精査し、契約方法の改善や外部への委託、人材の活用等を積極的に検討する。

イ 情報化の推進

新たに構築する情報システムを活用して情報の共有化や電子化を進め、事務処理の効率化に努める。

ウ 業務運営全体での効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度平均で前年度比一パーセントの財政運営の効率化を行う。

四 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「三 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。

また、管理業務等の合理化により、総予算における固定的経費の削減に努める。

(一) 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を実施するとともに、建物、施設及び設備等については計画的な改修を実施し、適正に維持管理する。

(二) 剰余金の適切な活用

提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を有効に活用する仕組みを検討する。

五 その他業務運営に関する重要事項

(一) 施設及び設備の整備と活用

急速な技術革新や激化する国際競争の中で、高度化かつ多様化する中小企業ニーズに的確に応えていくためには、産技研の施設及び設備の早急な整備による機能向上が必要である。

このため、本中期目標期間中に、老朽化の激しい産技研施設の統合及び再整備に着手する。

また、現在、暫定施設となっている多摩地域の支援施設についても、本格施設の整備に着手する。

なお、施設及び設備については、適正かつ有効な活用に努める。

(二) 安全管理

職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。

また、安全管理関連法令に基づいた安全管理体制の確保・維持を図るとともに、職員に対する安全教育を行うなど、事故等の発生を未然に防止するよう努める。

(三) 社会的責任

ア 環境への配慮

業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。

イ 法人倫理

職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないように努める。